

第1回 安城市市民参加条例と協働に関する指針策定審議会 議事録

日 時：平成22年3月23日（火） 午後1時30分から午後3時15分まで

場 所：安城市役所本庁舎3階大会議室

出席者：鳥居玄根委員・大参 斌委員・太田克子委員・柴田茂博委員・大場順也委員
山内正幸委員・大野裕史委員・古濱利枝子委員・二宗博美委員

草苺玲子委員・小森義史委員・石川政子委員・小鹿登美委員・昇 秀樹委員

事務局：磯村市民生活部長・犬塚市民活動課長・大見課長補佐・長谷市民協働係長
竹内主査・中山主事

傍聴者：3人

事務局： 皆さんこんにちは。ただいまから、第1回安城市市民参加条例と協働に関する指針策定審議会を開催いたします。

最初に市民憲章の唱和を行いますので、ご起立をお願いします。なお、市民憲章は、次第の裏面に印刷してございますのでご覧ください。

< 市民憲章唱和 >

事務局： ありがとうございます。ご着席ください。今回の審議会ですが、原則公開ということにさせていただきます。ご了解ください。また、市民会議でファシリテーターを務めて頂いている株式会社都市造形研究所の方も出席いただきます。よろしくお願いいたします。それでは初めに市長からあいさつをお願いいたします。

市 長： 皆さんこんにちは。年度末の何かと忙しい中、多くの皆様方に出席を賜りまして誠にありがとうございます。第1回目の市民参加条例と協働に関する指針策定審議会でございます。よろしくお願い申し上げます。既に皆様方ご承知のことかと思いますが、「安城市自治基本条例」を平成21年10月1日に公布いたしまして、この4月1日より施行といたします。その自治基本条例では、市民が主役の自治を実現するため、市民参加と協働を自治の基本原則として掲げております。条例では、「市民参加」とは、「市の施策の企画立案、実施及び評価の各過程に市民が主体的にかかわり、行動すること」と定義しています。そして「協働」とは「市民、議会及び市長その他の執行機関がそれぞれの役割

と責任のもとに連携し、補完しあいながら協力すること」と定義しています。

この市民参加条例の理念を実現させるためには、市民がまちづくりの主体として等しく市民参加をし、市民が自発的かつ主体的に市の施策の企画立案、実施及び評価の各段階における意思形成に関わっていただくことが大切です。また市民参加の権利を保障するためには、適切かつ効果的と認められる市民参加の手法を用意するとともに、市民がわかりやすく利用しやすい市民参加の手法を整備しなければならないと思います。さらに、協働に関する指針の策定に対しては、市民の皆さんが協力して地域の課題に取り組み、活力ある地域社会を実現するためには、コミュニティ及び市民活動団体の自主性及び自立性を尊重し、協働の目的を共有し、対等な関係に基づいて市民と行政との関わり方や市民活動団体の育成・支援などについて検討していただきたいと思います。また、必要に応じて協働に関しての条例化というものも考えていく必要があるかと思っています。

話は変わりますが、4月1日に大東町地内に市民相互の交流の促進及び市民活動・ボランティア活動の活性化を目的とする「市民交流センター」という施設がオープンをいたします。今までは、秋葉公園レストハウス内で行っていた「わくわくセンター」をここに移転して、活動場所の提供、活動支援の業務を行っていただきます。このセンターを活用いただきまして、市民の皆さんとの交流と社会参加が一層進んでいくことを願っております。

この審議会では、参加条例の原案及び協働に関する指針策定に関して審議をお願いするもので、秋頃には参加条例に関する答申を提示していただきたいと思います。よろしくお願い致します。

事務局： ありがとうございます。続きまして、市長より委嘱辞令を交付させていただきます。お時間の都合もありますので、代表として名簿の一番はじめにあります鳥居玄根様にお受け取りいただきます。その他の方につきましては、お手元にございますので確認のほうお願いしたいと思います。

< 辞令交付 >

事務局： よろしく申し上げます。最初の審議会でございますので、委員の皆様の自己紹介をお願いします。お手元に資料1策定審議会委員名簿がございます。恐れ入りますが、この順番にということで、鳥居委員からお願いします。

< 委員自己紹介 >

事務局： ありがとうございます。事務局職員につきまして、私の方から紹介させていただきます。

< 事務局紹介 >

事務局： これから色々とお世話になると思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、安城市市民参加条例と協働に関する指針策定審議会について少し説明させていただきます。資料の2を見ていただきたいと思います。設置要綱がございます。こちらの方で、少しこの審議会について説明をさせていただきます。資料の2にあります。この要綱につきましては、第1条では、審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるということであります。第2条の所掌事項であります。市長の諮問に応じ、安城市市民参加条例原案及び協働に関する指針の策定に関する必要な審議を行っていただくことになります。第3条の組織であります。委員は15名以内で組織をするということですが、現在14名の方をお願いをさせていただいております。委員さんにつきましては、公共的団体を代表する方、また企業を代表する方、3番として市民団体を代表する方、4番として市民会議を代表する方、5番目として学識経験を有する方という形で組織させていただきます。それから第4条の会長及び副会長でございますが、この審議会に会長・副会長をはっきり決めおくということでございます。2であります。会長は、委員の互選によって定め、副会長は委員の内から会長が指名をしていただくことになります。会長は審議会の議長となっていただきます。それから第5条の任期ですが、辞令にもありましたように、本日付ではありますが任命の日から条例及び指針の策定の完了日までとさせていただきます。裏面をお願いします。第6条の会議であります。必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができるというようにしております。第7条の庶務であります。市民生活部市民活動課においてこの事務を担当させていただきます。設置要綱につきましては、このようによろしくお願いいたします。

本日は第1回目の審議会でありますので、会長、副会長の選出から始めさせていただきます。只今説明をさせていただきました設置要綱の第4条の規定によって、会長は規定により委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名をすると定めておりますので、お決めいただきたいと思います。どのように取り計らったらよろしいでしょうか。

委員： 委員の中から、町内会長連絡協議会の会長であります鳥居委員を推薦したいと思いますが。

事務局： 只今、鳥居委員を会長にというご推薦がございました。いかがでしょうか。
＜ 異議なし ＞

事務局： ありがとうございます。それでは鳥居委員に会長をお願いしたいと思います。
それでは鳥居委員、会長席へお願いいたします。
それでは、鳥居会長より副会長の指名をお願いいたします。

会長： 大参委員を副会長に指名させていただきます。

事務局： それでは大参委員、副会長の席へお願いします。
それでは、会長・副会長、ご挨拶をお願いしたいと思います。

会長： 只今指名を頂きました、鳥居と申します。1 年前までは、基本条例の策定にも参加させていただきまして、また今度は、参加条例に参加できて大変光栄に思っていますと同時に、皆様方とじっくりお話ができて上手く進行する様に祈っております。どうぞお願いいたします。

副会長： 大参です。私も条例につきましては参加させていただいて、中小企業をはじめとする、企業の方の参加に関する意見を、様々な面で条例が上手くいくように反映していきたいと思います。

事務局： ありがとうございます。よろしく申し上げます。それでは続きまして次第の5 番目に移ります。安城市市民参加条例と協働に関する指針策定に関しまして、市長より審議会へ諮問をさせていただきたいと思います。諮問書の内容につきましては、お手元にごございます資料の3 となります。ご確認下さい。
＜ 諮問 ＞

事務局： それでは次第6 の昇先生による講話をお願いしたいと思います。市民参加と協働についてということで、本日お配りさせていただきました『「市民参画」と「共存・協働」—Why? & How?—』を参照ください。それでは昇先生、

お願いいたします。

昇委員： 3, 200強ある日本全国市町村は合併により1, 700強になります。その中の2桁の市町村、3桁には載っていない市町村で、自治基本条例や市民参加条例あるいは市民参画条例というのが作られています。その先行例を参考にしながら安城市の自治基本条例という憲法をつくりました。レジュメにも書いてありますが、自治基本条例の第4条市民参加と協働の原則に関して。そもそも自治基本条例とは、自治体の憲法です。憲法とは権力者に対しての命令です。法律や条例は、一般的に国民住民に対する命令というものです。例えば、道路を時速60km以内で走りなさいなど、国民住民に対する命令なのです。ところが、憲法だけは違います。憲法とは、近代的な意味での憲法です。だから聖徳太子の17条憲法は少し違うのですが、近代的に言う憲法とは、権力者に対する命令なのです。日本国憲法を守らねばならないのは、天皇であつたり、公務員であつたりなのです。国民は憲法を守りなさいとは一言も書いてないのです。書いてあったらとしたらそれは近代的な意味での憲法ではないのです。近代国家とは、主権者である国民が、ある権力者に権力を委ねるときにつけた条件書をいうのが近代的な意味での憲法です。三権分立というのは、法律を作るのは国会、それを施行するのが内閣、内閣が法律通り施行していますかをチェックするのが裁判所となっています。日本国民は権力者に権力を全て委ねていますので、分散させて互いに監視させています。地方自治の点でも、国が全ての権力を持っていますわけではなくて、安城市や愛知県といった別の政府をつくらねばならないとなっています。そして全国の自治体もそれぞれ憲法を持たなければならないというのが現代の法解釈の主流です。このような状況下、全国で『憲法』を持っていますのは現在、100はない状況です。この安城市の『憲法』の第4条で、「市民、議会及び市長その他の執行機関は、市民が主役の自治を実現するため、市民参加と協働によるまちづくりを進めます。」と市民参加と協働の原則を定め、第14条で「市民参加の権利を保証するため、市長は、別に条例で定めることにより適切かつ効果的と認められる市民参加の手法」を用意することになっています。主権者である市民は、「市民参加のための条例を作りなさい」ということを市長及び市議会に命令しています。その命令を受けて、この審議会が自治基本条例第14条に基づいた市民参加の手法となる条例を審議する。安城市における最高法規による位置づけです。そういう仕事を我々はこれからやろうとしています。以上が1番の「はじめに」に記載してい

ることです。

次に、2 番目の項目です。なぜ、20 世紀末から 21 世紀初頭にかけて「参画・協働」という言葉や概念が実際各国でも日本でも行われるようになったのかという背景について説明したいと思います。

まず（１）について。日本では、1960 年代から住民運動が始まったと言われていています。「NIMBY (Not In My Back Yard)」と略されます。例えば自分の家の近くにゴミ焼却場・し尿処理施設が出来る。それは反対だという反対運動が、1960 年代に日本で盛んにやられていた。それから住民運動、市民運動がだんだん進化していった、1970 年代には当時の飛鳥田横浜市政などで、市民に情報を公開してオープンな場で市民が参画して物事を決めるということが住民参加・市民参加という名前で主張されるようになった。反対運動から市民・住民参加へという流れになった。それから 20 世紀末から 21 世紀初めには参加では不十分だとなった。例えば、今日は女性の方も半分ぐらい見えますが、男女共同参画の流れですね。初め政府の原案は、男女共同参加でした。参加ではなく参画でなければならないという声が強くと主張された。一般的な言葉としては NIMBY の反対運動から住民参加へそして住民参画へというのが学説上の言葉の使い方です。安城市の自治基本条例では、「参加」という言葉を使っています。別に参加という言葉を使う自治体もありますので、間違いではありません。しかし、私が話した欧米や日本における住民参加、参画の歴史を踏まえると、自治基本条例のときをお願いしたのですが、「不磨の大典にはしないでください。必要に応じて直してください」と言いました。直す機会があったときに、住民参加という自治基本条例の言葉がいいのか、それとも市民参画という言葉に変えるのかという議論をしてしていただきたい。世の中の大きな流れとしては学説史、住民参加史においては「住民参加」から「住民参画」へ。だから男女共同参画なのです。自治基本条例を直すとき、ついでに文言の議論もしていただきたいと思います。主権者の国民、住民が権力に対してどういうスタンスを取るかというときに反対で始まって、参加や参画へというのが欧米や日本での流れです。そのときの言葉として「反対運動」・「住民参加」・「住民参画」というのが使われています。そういう流れを踏まえてこれから安城市において自治基本条例の内容、これから作る条例を考えていただきたい。

（２）について。なぜこれほど住民参画や市民参画という言葉が強く打ち出されることになったのか。それは主権者である国民住民が主権者に委ねたとい

う綺麗な側面だけではなくて、もっとシビアな理由があります。それが行政改革のための「共存・協働」ということです。こういう字を当てる「協働」という言葉は日本語にはありませんでした。これは英語を日本語に翻訳するときに新しい言葉を生み出したものです。その元の言葉はPPPというイギリスで使われていますものです。Public Private Partnership。行政と住民、民間がパートナーシップを組むんだ。この「パートナーシップ」を訳すときに「協働」という言葉を総務省が訳語として使いました。1, 700市町村のなかでこの「協働」を使ってないところはおそらくないでしょう。物凄く広がりました。それだけ必要だったということです。あるいは「コラボレーション」も挙げられます。

東京での講演会の質問で「私のおばあちゃんは寝たきりなのですが、協働には無関係なのではないでしょうか」という質問を受けたことがあります。「体が動けなくても、アイデアを出したりするのも協働の1つです」とそのときは答えましたが、「協働」という言葉は状態を表す言葉です。物事を実施するというニュアンスが含まれています。だから、寝たきりのおばあちゃんはいらないのですかという解釈が生じることに気づいて慌てました。それから人間として、市民として存在しています限りでは新しく生むのだという意味です、寝たきりのおばあちゃんでも入るということをはっきりさせて、パートナーシップのともとの英語をより正確に訳すために「共存・協働」という訳を推奨しています。

ただ、言葉の運用は様々で、例えば豊田市は共に働く「共働」という言葉を使っています。あるいは東浦町では「共生・協働」という言葉を使おうとしています。そういうところが増えてきています。Be、つまり状況を含んでいますよと。そういう意味では「共存・協働」や「共生・協働」の言葉の方がいいと思います。自治基本条例の段階で協働という言葉を使っています。『憲法』で「協働」と使っていますのであれば、その他の条例でも「協働」という言葉を使った方がいいのかなとも思います。市民参加条例単独で「共生・協働」を使うのはどうかなと。自治基本条例で「市民参加」から「市民参画」という言葉に変えるとか、「協働」を「共存・協働」という言葉に変えてからの方がいいと私は思います。安城市では、こういう学説の状況あるいは日本の他の自治体の状況を踏まえた上でどういう言葉を使ったものにするのかという議論が必要です。ただ、コトバ狩りをするのは反対ですよ。安城市が、どう考えていくかという問題があります。

今日本は、昔の高度経済成長に比べると税収が減っています。日本は団塊の世代やベビーブーマーの差が激しい国です。高齢化の問題が深刻です。老人医療や国民健康保険は安城市に実施義務があります。それから年金の高齢者負担。収入は減って行って、支出は増えていくわけです。財政赤字、国債、地方債も日本が断トツで酷いです。現在、戦争もしていないのに第二次世界大戦末期です。日本国債がもし払えなくなったときその分を保険会社が保険するという金融商品があります。その保険料率がG7で1番高いのは日本です。今問題になっていますギリシャをはじめ、ポルトガル、アイスランド、スペインはリーマンショックで大変でした。それらの国よりも高いのです。日本は財政状況が最悪です。民主党政権は5.5兆円の子ども手当てを払う気ですが、予算を組み替えたなら出てくるんだ。全然出てきませんね。今、危機的な状況ですよ。日本国民はそのことにほとんど関心を持っていません。日本ほど酷くはないがヨーロッパもアメリカも酷い状況で赤字です。そこで出てきたのが「Public、Private、Partnership」です。市民との「共存・協働」と聞くと綺麗ですが、その心の裏にあるのは、今まで税金を使ってやっていたことを市民に、自治会に、NPOにやってもらうという事です。そのことで、市や国の歳出を減らすという事です。20世紀末から21世紀初頭にかけて市民との「共存・協働」という言葉がイギリス、アメリカから出てきますが、瞬く間にヨーロッパ大陸や日本の先進国に広がっていきました。日本の税収はバブル期の半分以上です。今、団塊の世代は60、61、62歳。2014年に全員65歳以上になるため歳出は急激に増えます。社会保障改革も医療改革もやって、消費税も増やさなければもたないでしょう。野党時代には分からないことがたくさんあるのです。実際に与党になって、仕方がないから消費税を上げるとかはどの国でもよくあることです。そのことを国民に説明すれば良いのです。子ども手当てを全額出して、消費税を上げないというのは絶対に改めるべきです。そのときの1つの方策として、今まで税金を使ってやっていたことを住民にやってください。表向きに綺麗に言うと共存・協働。両方の意味合いがあるんです。

(3)の「大陸法と英米法—求められるTAPE型政治・行政」について。日本はもともとドイツの政府を真似て近代国家を作った。だからヨーロッパ大陸法系の国と言われています。世界では、英米法系とヨーロッパ大陸法系の国に分かれています。政治行政のやり方が違うのです。日本で今やっている改革は、ヨーロッパ大陸法系としてやってきたけれど、20世紀末からのグローバリゼーション、つまり、アメリカを中心とした「グローバル化」が進行していま

すが、これまでヨーロッパ大陸法系だった日本を、英米法系の国に近づける改革というのがいろいろな分野で行われています。

ヨーロッパ大陸法系の国というのは、権力を持った王様がいて、その王様ごとに強力な官僚がいて国民を治めています。王様こそが正義です。それに対して英米法系では、特にアメリカでは、最初から王様がいません。このとき、イギリスやアメリカで問題になるのは何が正義かということです。強力な王様がいるところでは、王様に報いることが正義になります。ところがアメリカには王様がいません。王様がいないければ正義の決めようがありません。そこで発達したのが TAPE です。Due Process、適正手続きを経て決めたことを正義にしようとなりました。手続き重視の国です。それを法律用語でいうと「手続き法優位」。ヨーロッパ大陸法系は、実態優位。日本が 20 世紀末からやっています情報公開することなどはすべて Due Process の一環です。Transparency（透明性）Accountability（説明責任）Participant（参画性）Equity（公平性）20 世紀末から日本で言われたことです。こういう手続きをみんなに公開してオープンな場所で議論したことを正義にしましょうという考え方なのです。日本は、元来は天皇の視点でした。それが 20 世紀末にそれだけでは不十分となります。物事を決めるのに安城市の自治基本条例でもそうですが、政策を立案するときも、政策を実施するときも、政策を評価するときも市民参画です。これは英米法の考え方なのです。昔の日本やヨーロッパ大陸法の国にはなかった考え方です。「Public、Private、Partnership」をやろうと思えば政策を作る段階から市民が参画しなければ市民は納得しないということです。市民が参画してもらうためには、政策の中身を決める段階から市民が参画して実際に実施してそれをあとで評価すると、それぞれの段階で評価する仕組みにしないと「Public、Private、Partnership」市民との共存・協働は出来ません。そのようなことから、日本はヨーロッパ大陸法系から英米法系の Due Process にシフトしています。審議するのに情報を公開し、政策立案で市民が参画して、実施にも参画する、そしてどうだったかということも市民が一緒になって評価していくと。市民の参画というのはイギリスとかアメリカで発達した言葉で、もともと TAPE 型の行政の文化なのです。そういう英米法系の考え方では、情報公開と行政手続きは TAPE 型の行政ではセットです。

次に、どうやって参画・協働していくのかについて。物事の考え方ですが、道普請ということは、住民が道を普請すること。実際、長野県の栄村では、町道を住民が実際に直しています。さすがに新しく作る時には栄村で作ってい

ますが、維持補修は住民がやっています。もともとそういうものでした。丸投げでもった時代はよかったですが、もたなくなったので、原点に戻って住民でできる部分は住民でやっていくと。これは日本で言われる「自助・互助・公助」の考え方です。自分でやれることは自分でやって、やれないことは助け合っていこうということです。どうしようもないときだけ政府に助けてもらうということです。ヨーロッパにもこういう考え方があり「補完性原理」と言います。これはもともとカトリック原理です。英米法系は、個人の自立というのをとても強調しています。これとは社会の形態が違います。基本的には農業の形態と言えます。ヨーロッパ大陸は小麦農業で、小麦は一緒に植えたり一緒に刈り取ったりする。それに対して寒いところは小麦が出来ないため牧畜をします。牧畜は1人で出来る為、家族の絆は強くありません。町内会の絆も強くありません。逆に個人の自立がものすごく強調しています。ヨーロッパ大陸のフランスやイタリアでは小麦農家だから家族や町内会を助けます。イギリスや北欧はその機能が弱いと言われます。だから福祉国家なのです。今、巷間で行われている「改革」というのは、英米法系の政府の考え方とヨーロッパ大陸法系の補完性の両方の考え方を使いながら、21世紀の日本ももう少し持続可能な社会にしようということです。そもそも自助・互助・公助という言葉があるのは、日本がヨーロッパ大陸型の社会（小麦農業、米農業）なのです。だから英米法系の考え方をするというのはかなり努力しなければ難しいです。ヨーロッパ大陸法はもともと日本と社会構造が似ているので、日本人にとっては補完性の原理は割と易しいことです。もう一度、安城市も事業仕分けと同じような志向で本当に税金を使ってやらなければならないのか、それは個人に任せるべきでないのか、町内会に任せるべきでないのか、NPOに任せるべきでないのか。だったら安城市にこれだけ大きな市役所を作って、これだけたくさんの市職員が要るはずないだろうと改革をしていかないと持たない。これからの時代、働く人が減る為、どんどん税収が減って支出が増えていきます。仕組みを変えないといけない。市民の側からいうと市役所に頼っていたことを自分たちで実行する、そのことによって持続可能な安城市にするんだと。このままのスタンスでいくと、日本は破綻します。そのことを国民が民主党政権に伝えなければなりません。ちゃんと与党になって一回予算を組んでみて行政改革で税金が1兆円ぐらいしか節約できないということを知ったのだから、民主党政権はマニフェストを見直すべきだと思います。マニフェストは、何が何でも守らなければならないと思っている人がいますが、そうではなく、特に野党が与党になったと

きは分からないことがたくさんある為、見直しが必要になる場合もあるのです。その上で2011年の予算を決めることが日本国民の為です。そうでなかったらかなりの確率で国債暴落はありうると思います。一刻も早く、与党として、責任のある政権をしていただきたい。国債乱発が続いていったら、間違いなく財政を圧迫します。やっぱり、与党として責任ある政治をやってほしいですね。いいところはもちろん続けてもらって、悪いところは見直してもらわないと。国家の代表がおもちゃにすると、それは全く予想もつかないことになりますよ。少し余談になりましたが、話を終わります。

事務局： ありがとうございます。先生から市民参加、参画、協働の考え方について、非常にわかりやすく話していただきました。折角の機会でございますので、ご質問等ございますでしょうか。

委員： 市民と行政の関わりについて話をしていただきましたが、市民の代表の議員との関わりについてお聞かせください。

昇委員： 市民は、選挙で1人の市長さんを選びますよね。そして30人の市議会議員さんを選びます。1人の市長さんで反映できない民意を代表することを議会は持っています。共産党というのはなかなか市長さんになれませんが、議会に一人共産党の議席を置いておくことも少なくないですね。市長さんと議会は、イコールなんです。これを二元制といいます。市長さんと議会は、国政の場合、国民は選挙で国会議員を選んで、国会議員の中から内閣総理大臣を指名します。議院内閣制といいます。内閣総理大臣は、自分を選んでくれた国民、国会に対して責任を負います。国の場合は、行政の長は自分を選んでくれた国会に対して責任を負うのです。だから、国会が国権の最高機関なのです。自治体の場合は、主権者である市民が、市長さんを選ぶし、議員さんも選びます。だから、議会は最高機関ではないのです。二元代表制です。どちらが主権者である市民を代表していますか、ということを競い合う関係なのです。市民参加というのは、執行部は勿論、実は議会も市民参画で行うべきなのです。自治体の自治基本条例とは別に、議会基本条例という自治体の憲法を作っている自治体もあるのです。北海道の栗山町などでは、議会が市民に説明しているのです。議会としては、こういう考え方で議員提案していますということを住民に説明しています。議会が政策を作るときに、住民が参画して、議会側の案を作っています。

市長さんと議会は、民意を競い合う関係です。どちらがより民意を反映していますかと。日本の場合は、残念ながら県市議会の主張にその尊厳は無かったですね。戦後、ほとんどが議員内閣制的な議会の運営をしています。これは、はっきり言って間違いです。

二元代表制ですが、総理は自分を選んでくれた国会に対して責任を負いますよね。市長さんは議会に対して責任を負ってないのです。自分を選んでくれた市民に対して責任を負っています。でも市長さんも、議会に対して責任を負っているかのような勘違いした運営を60年続けています。さすがにそれは安易ということに気がついた議会の例として、議会が3月・6月・9月・12月の4回ありますと、1日は執行部を呼ばない、議員同士が議論する日にあてています。大統領制にも似た、二元代表制の議会とはそういうものです。

アメリカの連邦議会にオバマ大統領が座る席はありません。あるいは、前のブッシュ大統領のテキサス州知事時代、テキサス州議会にブッシュ知事が座る席はありません。ひな壇なんて無いんです、大統領制では。日本はありますよね、国会はもちろん、中央機関でも。正しくは、市長さんは説明員なんです。議長さんが必要があるとき、説明するんですね。常設のひな壇というのは全くの間違いです。間違いなんですけど、ずっと日本のほとんどがやってきたことです。最近、富山県議会のように、その過ちに気づいて、特別な存在をあえて認めたり、あるいは栗山町議会のように、二元のどちらが民意を代表するかを競い合っているという自治体も出てきました。

60年前に作った地方自治法で半世紀以上やってきましたが、二元代表制の議会ということの意義を問い質してもらわないといけません。知事さんも市町村長さんもそもそも議会がおかしいということで、正しい二元代表制の運営をしないとイケない。

地方自治法では、議長さんは必要があるときは、市長さんと部長さんを説明員として呼んでもいいと書いてあるんです。実際問題、1週間後に来てくれっていうふうに事前に議長さんから言われますね。だからギリギリ違法ではないですけど。二元代表制の議会は、議院内閣制の議会とは全く違うということを理解し、本来の議会にしてもらいたいと思います。

事務局： ありがとうございました。それでは、昇先生にもう一度拍手をお願いします
ここで、市長は、他の公務のため、退席させていただきます。

それでは、議題に移らせていただきます。ここからの進行は、鳥居会長にお

願いいいたします。

議長： それでは、議事を進めさせていただきます。「議題（１）安城市市民参加条例と協働に関する指針策定体制について」を議題としたいと思います。事務局より説明をお願いします。

事務局： 資料４をお開きいただきたいと思います。昨年の１２月から市民参加条例と協働について考える市民会議を開催しています。市民公募の１６名、社会福祉協議会関係から２名、市から９名の職員で構成されています。２７名ですすでに検討を始めています。月に１、２回の開催です。愛称が「あんねっと」と決まりました。

市民参加条例と協働に関する指針策定審議会の位置づけについて触れたいと思います。資料２を用いて部長のほうから説明していただきましたが、その内容で記載されておりますように、市民参加条例の原案及び協働に関する指針の策定に関し、必要な審議をお願いするものです。

メンバーといたしましては、学識経験者、公共的団体、企業、市民団体を代表する方々に加わっていただき、そこに市民会議の代表３名を加えた１４名でお願いをするものです。基本的には、「市民会議」は市民へのフォーラムや出前講座等の開催による意見聴取を交えながら、条例の素案をまとめてもらい、「審議会」に意見提案していただきたいと思いますと考えています。審議会は、出された案に関して必要な審議をして、市長に答申する形になります。市は、内部で関連他条例との調整等実施して、最終的に議会に上程していきたいと考えております。市民会議につきましては、月に１回か２回程度の開催を予定しております。また、審議会については、本日を入れて５回程度の開催を予定しております。

議長： ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

それでは続きまして、「議題（２）安城市市民参加条例と協働に関する指針策定スケジュールについて」、事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料５をお開きいただきたいと思います。非常に簡単なスケジュール（案）が載っております。今回は条例策定等の作業といたしましては、平成２１年度

と平成22年度の2か年の事業ということで計画をさせていただいております。自治基本条例からの流れを踏まえ、先に市民会議を設置いたしまして、すでに3回の会議の開催をさせていただいております。2月28日には、市民活動団体を中心にフォーラムを開催させていただきました。また、この26日には、第4回の市民会議を予定させていただいております。平成22年度につきましては、スケジュールには細かく載ってはいませんが、月1回か2回の市民会議の開催で、その条例案についての議論を重ねていき、要所要所で審議会へ提案をしてまいります。本日、第1回の策定審議会であります。第2回の策定審議会は、5月頃を予定しております。また、7月頃には、フォーラム等で一般市民への意見聴取や経過報告などを行っていきまして、9月頃には市民参加条例の素案ができればと考えております。従いまして、10月頃には市長への答申に向けた策定審議会の開催を予定してまいります。また案が固まっていきましたら、当然、パブリックコメント等を実施いたします。現在の予定ですと、来年3月議会に上程できたらということを予定しております。

なお、協働に関する指針の策定であります。地域の課題や活力、地域社会の実現のための市民の皆様への協力は不可欠です。市民会議等で、この市民参加条例の策定案を作っていただくと同時に、コミュニティや市民活動団体の自主性、自立性を尊重しつつ、協働の目的を共有し、市と市民の関わり方、市民活動団体の育成、また支援にも及んで、指針の内容についてご検討いただきたいというふうに考えております。まず市民参加条例の策定を第一に考えていただき、同時に、協働に関しての指針づくりもお願いしていきたくて考えておりますので、よろしくお願いいたします。また、協働の指針ということも含めて、条例制定という考えが出てくるのであれば、またそれも検討していくということになりますので、よろしくお願いいたします。ただ、あくまでも行政がスケジュールどおりやるというのではなく、みなさんと一緒に進めていく立場の中で、議論が長引くとか、また、検討期間を延ばしたほうがいいということがございますと、このスケジュールが延びていくということになります。このスケジュール案の通りにいきたいとは考えておりますが、これに関しては市民会議、策定審議会の皆様にもご議論いただき、よろしくお願いいたします。また、平成23年度の欄もございます。今の予定で行きますと、平成23年度の4月に施行して、この施行に合わせて、当然、市の内部に徹底していきたいと考えております。

議長： ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

委員： どれくらい前に連絡をもらえるのでしょうか。早めに連絡もらいたいのですが。

事務局： 市民会議の進捗状況などを踏まえまして、追って連絡させていただきたいと思います。当然、みなさんお忙しいと存じますので、決まり次第、早めに連絡したいと思います。

委員： 7月のフォーラムの内容は、こういった内容のフォーラムを予定していますか。

事務局： 市民に意見を聞くため、フォーラムがいいのか、アンケートがいいのか。市民会議にも相談して決めていきたいと思います。

議長： それでは続きまして、「議題（3）アンケート結果について」、事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料8ということで、つけさせていただきました。昨年の12月28日から今年の1月25日まで、安城市民活動センターに登録されている市民活動団体を対象に全部で259団体の方にアンケートをお願いして、1か月間の間に、134団体のアンケート結果をもらいました。実際には活動の状況だとか、今後の市民参加、協働のご意見を伺うアンケートとさせていただきました。問1から問20まであります。

＜ アンケート結果の概要について説明 ＞

議長： ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

それでは、以上で議題について、終わらせていただきたいと思います。事務局、お願いします。

事務局： それでは、次第8のその他ということで事務局よりご連絡します。

次回日程としまして、5月中旬頃を予定しています。なるべく早く開催日をご連絡したいと考えています。

これをもちまして、第1回目の審議会を終了します。本日はどうもありがとうございました。

以上